



乳幼児等医療費を助成しています

市では、子育てしやすいまちづくりを進めるため、「乳幼児等医療費助成事業」を実施しています。

問 市・市民課 ☎ 42-1805

特集

受給者証の発行には申請手続きが必要です

▼受給者証を発行しますので、対象者は市・市民課で申請手続きをお願いします。
 なお、小学生と中学生が対象となりますので、今回の対象拡大に伴う未就学児の申請手続きは不要です。※未就学児などでまだ申請していない方は、市・市民課へお問い合わせください。

●受給者証の区分（受給者証の有効期限：8月1日～翌年7月31日）

区分（対象者）	自己負担額（保険診療適用分に限る）	
乳 初 （3歳未満および3歳以上の住民税非課税世帯）	◎なし ※保険診療適用分の医療費を全額助成	◎全額助成 ・通院医療費（歯科も含む） ・入院医療費 ・薬代 ・指定訪問看護
乳 課 （3歳以上の住民税課税世帯）		
乳 （北海道の対象基準以外の世帯）		×助成対象外 ・健康診断 ・予防接種 ・第三者行為による医療費 ・入院時の食事代など

※入院・通院時などに各医療機関へ受給者証をご提示ください。
 ※学校管理下でけがをした場合は、学校共済保険などの該当となりますので、乳幼児等医療費助成の対象外となります。

申請手続きの概要

- 【申請受付】市・市民課（市役所本庁舎1階2番窓口）
- 【受付時間】8：50～17：20（土・日曜日、祝日を除く）
- 【対象者】留萌市に住民登録している小中学生（生活保護世帯を除く）
 ※健康保険に加入していることが条件となります。

【申請に必要なもの】

- ◎印鑑（シャチハタ不可）
- ◎対象者（お子さん）の健康保険証
- ◎対象者（お子さん）と保護者それぞれのマイナンバーが分かる書類
- ◎その他必要に応じた書類（所得・課税証明書など）

※「平成30年1月1日時点、留萌市以外に住民票があった方」および「単身赴任などで保護者が留萌市以外に居住している方」は、申請の際に保護者の「平成30年度所得・課税所明書」または「平成30年度市町村民税・道民税特別徴収税額通知書」をご持参ください。



「乳幼児等医療費助成事業」に関する詳細は、市・市民課（電話：42-1805）へお問い合わせください。

中学生までの医療費を全額助成

▼市では、お子さんにかかる医療費の負担を軽減することを目的として、今年10月から「乳幼児等医療費助成」の対象を拡大し、中学生までの医療費（入院・通院および指定訪問看護）を全額助成します。

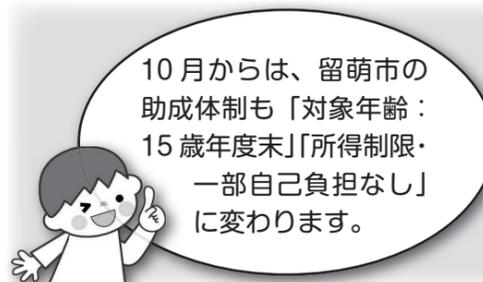


留萌市「乳幼児等医療費助成」対象を拡大

区 分	9月診療分まで		→	10月診療分から	
	入 院	通 院		入 院	通 院
未 就 学 児	◎全額助成	◎全額助成	→	◎全額助成	◎全額助成
小 学 生	◎全額助成	×助成対象外	→	◎全額助成	◎全額助成
中 学 生	×助成対象外	×助成対象外		◎全額助成	◎全額助成

「15歳年度末」が6割占める

厚生労働省が今年7月に公表した「乳幼児等医療に関する市区町村の助成状況（平成29年4月時点）」のうち、対象年齢は「15歳年度末」が最も多く、全市区町村のおよそ6割を占めています。



10月からは、留萌市の助成体制も「対象年齢：15歳年度末」「所得制限・一部自己負担なし」に変わります。

●乳幼児等医療費に対する市区町村の助成状況（平成29年4月時点・単位：市区町村）

対象年齢	入 院	通 院
未 就 学 児	12	111
9 歳 年 度 末	2	10
10 歳 年 度 末	0	1
12 歳 年 度 末	81	118
13 歳 年 度 末	0	1
15 歳 年 度 末	1,131	1,022
18 歳 年 度 末	511	474
20 歳 年 度 末	3	3
22 歳 年 度 末	1	1
合 計	1,741	1,741

所得制限		一部自己負担	
なし	1,463	なし	1,069
あり	278	あり	672